

令和2年3月26日

於 教育委員会室

令和2年3月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

令和2年3月大和市教育委員会定例会

○令和2年3月26日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	小 松 俊 子
3番	委 員	森 園 廣 子
4番	委 員	前 田 良 行
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	佐 藤 健 二	こ ども 部 長	樋 田 久 美 子
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	小 林 心	教 育 総 務 課 長	馬 場 誠 一
学 校 教 育 課 長	溝 口 広 幸	保 健 給 食 課 長	遠 藤 隆 久
指 導 室 長	板 坂 和 明	教 育 研 究 所 長	中 村 美 紀
青 少 年 相 談 室 長	新 井 隆	こ ども ・ 青 少 年 課 長	徳 永 英 和
図 書 ・ 学 び 交 流 課 長	中 丸 信 孝		

○書 記

教 育 総 務 課 政 策 調 整 係 長	金 子 純 一 郎	教 育 総 務 課 政 策 調 整 係 主 査	川 井 克 己
-----------------------	-----------	-------------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 教育長の報告
- 5 議 事
 - 日程第 1（議案第11号）大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
 - 日程第 2（議案第12号）大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
 - 日程第 3（議案第13号）大和市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程について
 - 日程第 4（議案第14号）大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱等の一部を改正する要綱について

- 日程第 5 (議案第 15 号) 放課後寺子屋やまと事業等実施要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第 6 (議案第 16 号) 大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第 7 (議案第 17 号) 大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴う関係規則の整備に関する規則について
- 日程第 8 (議案第 18 号) 大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について
- 日程第 9 (議案第 19 号) 大和市図書館条例施行規則に定める事項に関する協議について
- 日程第 10 (議案第 20 号) 大和市生涯学習センター条例施行規則に定める事項に関する協議について
- 日程第 11 (議案第 21 号) 大和市青少年センター条例施行規則に定める事項に関する協議について
- 日程第 12 (議案第 22 号) 教育財産の用途の廃止について
- 日程第 13 (報告第 1 号) 大和市教育委員会職員の人事異動について

6 そ の 他
7 閉 会

開会 午後 0時30分

○柿 本
教育長

ただいまから教育委員会3月定例会を開会いたします。

会議時間は午後2時半までとします。

今回の署名委員は、2番、小松委員、3番、森園委員にお願いいたします。

続いて、教育長からの報告をさせていただきます。

今月は、新型コロナウイルスの感染防止のため、国からのイベント自粛要請があり、多くのイベントや会合が中止、延期となりました。

こうした中で、23日には、大和市ダンススポーツ大会が開催されました。

また、24日には、大和市教育委員会表彰式を開催し、功労表彰として25名、1団体、功績表彰として7名、1団体の皆様を表彰いたしました。子どもたちの健やかな成長のためにご協力いただいております皆様に、改めて感謝申し上げますとともに、これからの活躍もお願い申し上げます。

25日には、本年度最後の学校訪問で、小学校4校を回らせていただきました。それぞれの学校ごとの取組をお聞きいたしました。校長先生のリーダーシップがますます求められる時代になっております。学校ごとの課題をしっかりと分析し、これからも校長が先頭に立って取組を進めていっていただきたいと思っております。

23日には、令和2年度の人事異動関係の臨時校長会を開催いたしました。

25日には、教育委員の皆様にご出席いただき、第4回総合教育会議が開かれました。今年度は、教育大綱の改定に向けて議論を進めてまいりましたが、今回の総合教育会議で改定案が決まりました。令和2年度からは新しい教育大綱に沿って教育施策が進められますが、未来に向けた充実した施策となるよう努力してまいりたいと思っております。

次に、大和市議会第1回定例会の報告ですが、新型コロナウイルス感染防止対応のために、一般質問が中止となりました。一般質問以外の本会議や委員会につきましては、予定どおりに行われたことをご報告しておきます。

ここで、新型コロナウイルス感染防止に関する教育委員会の対応を報告させていただきます。

2月27日には、臨時の小中校長会を開催し、卒業式に関する縮小の形を決定いたしました。そうしたところ、その日の夜、総理の3月2

日からの全国一斉学校休業の要請が発表されました。この要請を受け、28日の午前中に、急遽教育委員の皆様にお集りいただき、方向性についてご意見をいただいた後、市長とも相談の上、臨時小中校長会を開催する中で、3月2日からの休業を指示いたしました。

3月2日から全小・中学校が休業に入ったわけですが、2日には臨時小中校長会を開催し、相談窓口の開設と各家庭の事情による学校預かりを依頼いたしました。また、2日より、児童クラブは朝から開催する体制を取ってくださっておりますので、学校としては、学校施設の提供などの協力も指示いたしました。

また、12日と13日には、小、中それぞれの校長会において、修学旅行とキャンプの延期を検討するよう依頼いたしました。

3月18日には、学校設置者の判断の下に、25日からの登校日、卒業式などの実施を決定し、PSメールで通知いたしました。

また、23日、小中校長会において、学校が再開された場合の保健管理等について確認するとともに、情報交換を行いました。

学校預かりに関してでございますが、24日までの休業期間中、小・中学校合計延べ人数で445人の児童・生徒をお預かりいたしました。また、8校の現場を部長とともに視察させていただきました。

新型コロナウイルスとの闘いは、今始まったばかりでございます。長期の取組になることを前提に、これからも気を引き締めて、学校現場と緊密な連携を取ってまいりたいと考えております。

以上で報告を終え、最後に、次月定例会までの予定でございますが、多くのイベント等が中止や延期になっております。

辞令交付式につきましては、内容を縮小し、感染予防に配慮しながら実施する予定です。

また、小・中学校の入学式に関しましては、先ほど市長の記者会見におきまして、6日からの学校再開を準備しつつも、今後の状況に応じては、まだ決定の段階に至っていないと発表されました。

また、校長会の中では、入学式等をやる場合、来賓や在校生の参加は見送り、保護者の参加も制限する中で行うことを、校長会で統一しておりますことをご報告しておきます。

最後に、新型コロナの感染が収束し、子どもたちが安心して学校に通える日が早く来ることを、教育委員の皆様とともに、心から願いたいと思います。

私からの報告は以上でございます。

ただいまの報告に関しまして、質疑、ご意見等がございましたら、委

員の皆様からお願いいたします。

○前田委員 25日の学校訪問ですが、今年度最後の学校訪問ということで行かせてもらいました。

4校それぞれ学力学習状況調査とか大和市の学習理解の調査などを分析しながら、全校で課題に取り組んでいこうとする様子がよく見られたと思います。

それから、いじめ・不登校についても、担任だけではなく、児童支援中核教諭を中心に、他の機関とも連携を取りながら、組織的に対応されていると感じました。

新型コロナウイルス関係ですけれども、一斉休業や卒業式、終了式の規模の縮小など、学校にとって想定外のことであって、校長先生をはじめ、先生方は大変な思いをされたと思います。ただ、まだ収束したわけではありませんので、これからもっと大変なことになると思っています。

さらに、学校は、校長や教頭が替わるなど、新しい体制で進むわけですから、新年度に向けてさらに大変な思いをされると思うので、絶対に学校任せにするのではなく、教育委員会として、一緒に対応していただきたいと、私も思っています。よろしく申し上げます。

○森園委員 2月24日、教育委員会表彰でございましたけれども、ここで、子どもの見守りについて、15年間ずっと小学校の校庭の前で見守りをしてくださった83歳の方が2人表彰されました。とても喜んでおりまして、これからも社会参加をしたいと言っております。

こういう高齢の方も一緒になって子どもたちを支えるということが、この表彰によって、また一つ後押しされます。私は、これはとても大切なことだと思いながら参加させていただきました。

次に、学校訪問でございますが、今、前田委員がおっしゃったように、学力、それから不登校といじめ問題、この3つの部分で、各学校がとてもよく取り組んでおりました。ただし、表面に出た部分ではなく、ちょっとした日頃の中にこれはと現れたことを、やはり私たちも見なければいけないと痛感する事例も多々ありました。事例の報告につきましても、細かくやっていると、より以上に学校訪問の意味があるような気がします。

学力の面については、寺子屋は画期的なもので、大和市もここに注視していると思いますけれども、これからもしっかり見ていきたいと、私個人も思っております、この利用を進めていくことにつきましても、これから発展させていければいいと思っております。

新型コロナウイルス対策でございますけれども、私も、子どもたちが家に待機することに関しては、本当に先生方も大変な対策を、そしてお家の方も、いろんな意味で大変な部分ですけれども、実際子どもたちが家の中に2週間、3週間と入っていたときに、本当にこれはどうなるのだろうと思っております。公園はまだいいということで、子どもたちが午後から元気に出ておりました。これから子どもたちが今後どのように、どこで健康を維持していくのかと思ったときに、何かとてもいろいろと考えさせられております。一緒に対応していけたらと思っております。

○小 松 学校訪問ですけれども、やはり学校によって、報告のやり方をもう少し視点を変えていただきたいと思いました。こちらが聞きたいところが返ってこないという部分もちょっと見られました。そうは言いつても、校長先生を中心としまして、しっかりとやっていたいる学校ももちろんございますので、今後も、校長先生を中心にしっかりと動いていっていただきたいと思えます。

このときに、北大和小学校の校舎もちょっと見させていただいて、私は、たまたま北地区にいるものですから、皆さんからの声も響いてくるわけでございますけれども、今まで北大和小学校は、何とかプレハブでやりくりしながらやってきている中で、校舎が出来上がって、4階まで上がるととても見晴らしのいい校舎でありました。環境が整えられつつありますので、これから子どもたちもまた、4月から多分そこは利用できると思えますので、気持ちを新たにまた進んでいっていただければと思います。

保護者からも、環境が整ってきたという声は聞こえてきておりますので、とても喜ばしいことだと思いつつ見させていただきました。

そのような学校訪問の後に新型コロナウイルスの問題がありまして、3月2日から、大和市内でも小・中学校の一斉休業がありました。昨日から登校日という形でやっているわけですけれども、大和市以外の子どもたちの様子を見ている中で、もちろん昨日からの登校日もどうしようかという議論はあったわけですけれども、ただ、2月28日に学校に行つて、突然そこで今日で終わりですって言われた子どもたちの、もちろん学校の先生方の戸惑いもあったと思えますし、保護者の戸惑いもあったと思えます。でも、子どもたちの心というのは、もう行き場がなかったのです。今日で終わりですよ、次来るときには、もうこのクラスではありません、先生もどうなっているのか分からない、ましてや卒業を控えていた子どもたちにとっては、今日終わりなのですと突然言われて

も、気持ちの整理は全くつかなかったと思います。

そういう意味で、大和市内では、1日でも2日でも、あと短縮された卒業式であっても、それをやっ払いこうという結論を出していただいたということは、私たちも一緒に出した答えではあるのですが、非常に感謝しております。子どもたちの心の整理という部分でも、今日で終わりよりも、あと1日ある、3月の終わりにもう一回あるというのは、やっぱり思いは違ったと思います。この登校日で、子どもたちもしっかりと心の区切りをつけて、次にスタートしていける。そんな機会がくれたことは、とてもよかったと思っております。

ただ、昨日、東京都からあのような発表がされて、今日ニュースを見ておりましたら、神奈川県からは106万人の方が東京に、通学であったり、通勤であったり、出向いていっているという話がありました。首都圏の中でやはり一番多い人数でありますけれども、恐らくこれからのほうが厳しい状況になっていくのではないかとひしひしと感じました。

これから、学校は、一応4月6日スタートということで準備を進めてはおります。もちろんそこでスタートできればいいのですが、状況を見極めながら、そして、先ほど前田委員がおっしゃっていただけけれども、大和市というのは、やっぱり大規模校も何校か抱えております。そういった学校は特にそうだと思うのですが、1メートルの間隔といってもなかなか難しいのです。ここで人事の異動もありますので、やっぱり新しいメンバーでのスタートとなったときに、この大きな問題を抱えてのスタート、それはもう、全国的に同じですが、やっぱり教育委員会としても、しっかりと学校現場に体制をつくっていく、学校の状況に合わせた体制をできる限り整えていくお手伝いは、絶対にしていかなければいけないというのを、改めて感じております。これから本当に厳しい状況になっていくと思うのですが、一丸となって子どもたちを守っていきたいという思いを、改めて今、感じております。

○柿 本 教育長 ありがとうございます。
 青蔭委員、お願いいたします。

○青 蔭 委 員 各委員がるるご説明をさせていただきましたので、私から重複することはございませんが、このウイルスに関しまして、大変未曾有の災害と言っているかと思いますが、特に、これからが山場だと思っておりますので、学校が再開したからといって、その家庭の事情によって、学校へ行かせたくないというご家庭もあるかと思いますが、そういうご家庭の声

を聞きつつ、強制ではないということをするご説明いただいて、学校間で生徒たちや先生方に、絶対という言葉はありませんが、この会議で、何々の学校から、何々中学校から、教職員から、これが感染されたということを知りとうはございませんので、ぜひ衛生管理に徹底していただきたいと思います。

以上でございます。

- 柿本 教育長 ありがとうございました。
 それでは、ほかはないようでしたら、ただいまの報告に対する質疑を終了させていただきます。

◎議 事

- 柿本 教育長 それでは、議事に入ります。
 日程第1（議案第11号）「大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第2（議案第12号）「大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第3（議案第13号）「大和市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程について」は、関連がございますので、一括して審議、採決いたします。

細部説明を求めます。

馬場教育総務課長。

- 馬場 教育総務課長 議案第11号から第13号まで、一括してご説明いたします。
 議案第11号は、大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてご審議いただきたく、提案するものでございます。

それでは、議案第11号の2ページをお開きください。

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の新旧対照表でございます。左側が改正案、右側が現行の規則でございます。右側の現行の規則をご覧ください。

第4条は、教育部各課、室の事務分掌を規定する条文でございます。教育総務課の第7号、「非常勤特別職職員の任免に関する事」とございます。改正案では、「任免」を「委嘱及び解嘱」に改めるものでございます。

次に、第5条は、教育研究所の事務分掌を規定する条文でございますが、第8号中、「情報教育」を「教育の情報化」に改めます。情報教育を教育の情報化というより広い意味の言葉に改める改正でございます。

次に、議案第12号を説明いたします。

議案第12号は、大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部改正する規則についてご審議いただきたく、提案するものでございます。

それでは、議案第12号の2ページをお開きください。

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の新旧対照表でございます。右側、現行規則をご覧ください。

第1条の3行目、「大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）別表に規定する」とございますが、改正案につきましては、この部分が削られております。これは、大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則が非常勤の職員も含めた規定であることから、正規職員の定数を定めた大和市定数条例を削るものでございます。

次に、職名を定めた第3条でございますが、第2項2行目、担当部長の前に「次長」を加えます。現在、教育委員会には次長の職の職員はおりませんが、将来を見据え、また市長部局との整合性を図るための改正でございます。

第4条は、臨時又は非常勤の職員の種類等を定める条文でございますが、それぞれの職を続けて表現しており、少し読みにくい条文となっております。そのことから、改正案では、第1項で「臨時又は非常勤の職を置く」と規定し、第2項で臨時的任用職員を、第3項で非常勤職員を規定しています。大和市職員の職の設置に関する規則を引用している条文でございますので、引用した規則が改正されると、この条文を改めて改正する必要がなくなります。

以上が、議案第12号でございます。

続いて、議案第13号を説明いたします。

議案第13号は、大和市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程についてご審議いただきたく、提案するものでございます。

それでは、議案第13号の2ページをお開きください。

表の右側、現行の規定をご覧ください。

任免の決裁区分の部長欄でございますが、「非常勤職員」に下線が引かれております。非常勤職員は、来年度より会計年度任用職員と位置付けられますことから、左側の表、改正案では、「会計年度任用職員」に改めております。さらにそのまま、左側改正案の部長決裁欄に追加がございまして、「②条件付採用の会計年度任用職員の正式採用」を追加するものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

右側、現行の表、サービスの決裁区分ですが、部長欄の3行目、「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に下線が引かれております。改正案の部長欄を見ますと、この部分が削られております。下線部分を教育長決裁とする改正でございます。

続きまして、3ページの中段、別表第2、教育総務課の決裁事項、「公印」の改正でございます。右側、現行の表の教育長決裁、「公印の新調、改刻及び廃止の承認」につきまして、左側の改正案では、課長決裁の①とし、従前の「①事前公印の使用承認」を②とし、同様に②を③とし、新規に「④電子公印の使用及び廃止の承認」を加える改正でございます。市長部局で定める同様の規定である大和市職務権限規程との整合性を図るものでございます。

続いて、4ページ目中段、右側、現行の表の決裁事項、「採用・更新」でございますが、左側、改正案では「採用」と改めております。また、教育長決裁欄の「②任期付職員及び再任用職員の更新」を、「条件付採用職員の正式採用（会計年度任用職員に係るものを除く。）」と改めております。

これらの改正は、公印と同様、大和市職務権限規程との整合性を図るものでございます。

以上が説明でございます。

よろしく願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○青蔭
委員

いずれも事前に打合せをしたとおり、規則等について必要な改正をするものでございますので、異議がないと思います。

○柿本
教育長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第11号、第12号、第13号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、議案第11号、第12号、第13号は可決いたしました。

次に、日程第4（議案第14号）「大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱等の一部を改正する要綱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

馬場教育総務課長。

○馬場教育総務課長 議案第14号は、大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱等の一部を改正する要綱についてご審議いただきたく、提案するものでございます。

今回の要綱改正の理由をまず申し上げます。

現在、北大和小学校で増築工事を行っているところですが、増築等の影響によりまして、近隣住宅に電波障害が発生しております。電波障害の発生した4世帯の住宅に対して補助を行うこととなりますが、そのために、要綱に名称や目的を定める必要があること、そして、電波障害対策として、ケーブルテレビによるサービスの提供という、補助金の交付ではない形の補助であることから、それに伴い必要な改正を行うものでございます。

それでは、議案第14号の3ページをお開きください。

右側の現行の要綱をご覧ください。

まず、題名でございます。サービスの提供を対象として追加して行うことから、「補助金交付事業」を「補助金交付等事業」に改めるものでございます。

次に右側、現行の要綱の第1条、1行目から2行目にかけて、「大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21条）に定めるもののほか」の部分、左側、改正案では削ってございます。

続いて、右側、第1条の5行目から6行目にかけて、「補助金交付事業（以下「補助事業」という。）」を、改正案では「補助金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付等を行う事業（以下「補助金交付等事業」という。）」に改めております。

続いて、第2条は、見出しを「（補助事業）」から「（補助金交付等事業）」と改め、1行目、「保持事業」を「補助金交付等事業」へと改めるものでございます。

第3条は、予算執行や契約について、現行の条文では1つの文章で表現しているところを、改正案ではこれを整理しまして、第1項では補助金の交付は大和市補助金交付規則によるものとし、第2項で予算執行等について定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○柿本教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

青蔭委員、お願いいたします。

○青 蔭
委 員

議案第14号もよろしいかと存じます。

○柿 本
教育長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様もよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第14号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第14号は可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、本議場内の説明員を必要の都度入替えいたします。

併せて、議場内の換気を行いたいと思います。

(休 憩)

(再 開)

○柿 本
教育長

それでは、再開いたします。

日程第5(議案第15号)「放課後寺子屋やまと事業等実施要綱の一部を改正する要綱について」、日程第6(議案第16号)「大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱について」につきましては、関連がございますので、一括して審議し、採決いたします。

細部説明を求めます。

板坂指導室長。

○板 坂
指導室長

議案第15号、放課後寺子屋やまと事業等実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご審議をお願いしたいものでございます。

3ページの新旧対照表を基にご説明を申し上げます。

左側が改正案でございます。今回、放課後寺子屋やまと事業と、後ほどご説明いたします放課後子ども教室推進事業、こちらは、教育委員会指導室で一体化して事業を行うということに関しましての改正でございます。

第1条をご覧ください。こちらでは、「児童の安全で安心な居場所を設けるとともに、学習支援の場を提供する」ということで、寺小屋やまとの位置付けをここで述べております。また、第3条につきましては、「放課後寺子屋は、子ども教室と相互に連携して実施し、効果的に実施

ができるようにするものとする」ということで、ここに述べさせていただきました。また、3ページ一番下にあります第5条ですが、「放課後寺子屋又は子ども教室のいずれかの事業を行う」ことで、1週間切れ目のない形で子どもの支援を行うものでございます。

4ページにつきましては、大きく変更するものはございませんが、放課後寺子屋やまとコーディネーターの位置付けをここに明記してございます。第8条第2項「放課後寺子屋やまとコーディネーターは、事業の企画運営及び連絡調整を業務とする。」というので、今後いろいろな形で業務の発展に備えまして、こういった役割を寺子屋やまとのコーディネーターが担うということで明記させていただきました。

5ページ、第10条でございますが、今後の運営のために、また別に定めるところにより、実施校ごとに運営委員会を設置するというので、ここに明記させていただいております。

以上が、15号についての説明になります。

続きまして、議案第16号、大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱について、ご審議をいただきたいということでございます。

こちら、同じく3ページの新旧対照表でご説明申し上げたいと思います。

左側の改正案でございます。第1条「安全で安心な居場所を設けるとともに、異なる学年の児童及び地域住民との交流その他の体験的なふれあいの場を提供することにより」、今までもこういったことは行っているわけではございますが、ここで改めて明記をさせていただきました。それは、その下の2条にも事業内容として明記させていただいております。これまでも、子ども教室の中でいろいろな活動は行っているわけではございますが、こちらに、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)と、少し項目を増やしまして、一つ一つ具体的に書かせていただきました。

(2)「異なる学年の児童及び地域住民との交流の機会を提供すること」、(3)「身体的な育成につながるスポーツ等の機会を提供すること」、(4)「工作等の機会を提供すること」、(5)「日本の伝統的文化に触れる機会を提供すること」ということで、今までこういったことを当然行っておるわけではございますが、ここで明記することによって、より明確にやっていくとさせていただいております。

4ページ、5ページは特に大きな変更はございませんが、今までの名称として、安全管理員、学習アドバイザーという名称であったものを、

放課後子ども教室チーフパートナー、放課後子ども教室パートナーという名称に変更するものもございまして、第7条と第8条において変更をさせていただいております。

説明につきましては以上でございます。

○柿本

細部説明が終わりました。

教育長

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○青蔭

この議案第15号、第16号も必要な改正をするものでございますので、異議ございません。

委員

○柿本

よろしいでしょうか。

教育長

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第15号、第16号について採決いたします。

本件の原案について、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第15号、第16号は可決いたしました。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(再開)

○柿本

ここで日程を変更し、議案を6件、報告1件を追加いたします。

教育長

日程第7(議案第17号)「大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴う関係規則の整備に関する規則について」、日程第8(議案第18号)「大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について」、日程第9(議案第19号)「大和市図書館条例施行規則に定める事項に関する協議について」、日程第10(議案第20号)「大和市生涯学習センター条例施行規則に定める事項に関する協議について」、日程第11(議案第21号)「大和市青少年センター条例施行規則に定める事項に関する協議について」、日程第12(議案第22号)「教育財産の用途の廃止については、関連がございましたので、一括して審議し、採決いたします。

なお、追加する報告1件につきましては、議事運営上、その他の後に審議することといたします。

細部説明を求めます。

馬場教育総務課長。

○馬 場
教育総務
課 長

議案第17号から第21号までのご説明をいたします。

議案第17号でございますが、大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴う関係規則の整備に関する規則についてご審議いただきたく、提案するものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1条は、権限移譲に伴い、3つの教育委員会規則を廃止するものでございます。第1号で、大和市立図書館条例施行規則、第2号で大和市生涯学習センター条例施行規則、第3号で大和市青少年センター条例施行規則を廃止いたします。

第2条からは、新旧対照表でご説明いたします。1枚おめくりください。大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の新旧対照表でございます。右側の現行規則をご覧ください。

第2条は、付議事項を列記する条文でございますが、第1項第2号1行目、「学校その他の教育機関」とございます。改正案では、その後続けて、括弧書きで「市長の職務権限とされたものを除く。以下同じ。」と追加いたします。権限移譲された部分を付議事項から除く改正でございます。

続いて左側、改正案の第2条、少し下のところに第17号が追加されております。付議事項として追加させていただきたいのは、社会教育法第8条の2第2項の規定による意見聴取に関することでございます。社会教育法第8条の2第2項の規定でございますが、本市の場合に当てはめますと、市長が教育委員会の所管する施設における教育活動と密接な関係がある事務であると規則で定めた場合、その規則を制定、改廃する際には、教育委員会の意見を聞かなければならないという規定でございます。そのような規定は現在大和市にはなく、委員会の付議される予定もございませんが、社会教育法の教育委員会の意見を聞かなければならないとの規定を受けて、また、将来的に必要となった際に備えるために、あらかじめ追加するものでございます。

続きまして、表の右側、現行規則の第4条第2項1行目の右端に「次の各号に」とあり、左側の改正案では、「の各号」は削られております。こちらは、文言を整理するものでございます。

4ページは、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の新旧対照表でございます。表の右側、現行規則の第3条1行目の中ほどから「教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」とございますが、左側、改正案では「教育長」と改めてございます。こちらは、文言の整理でございます。

続いて、別表の改正でございます。表の右側、現行規則の第3条の下に別表第1（第2条関係）とございます。事務となる列を下に下がっていきますと、2の（1）から（5）の下に、「（6）青少年センターの管理運営に関すること。」、1つ飛ばして、3の「（11）生涯学習センターに関すること。」、1つ飛ばして、「（16）図書館に関すること。」、「（17）図書館資料等の選択に関すること。」、これらは、いずれも左側の改正案では削られております。

続いて、同じく4ページ右側、現行規則の一番下に、5（2）、1行目の中ほどから、「大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）」とございますが、左側の改正案で「事務委任規則」と改めるものでございます。

続いて、5ページにまいります。別表第2の改正でございます。右側の現行の表の決裁事項を下にたどっていきますと、略の下に指定管理とございます。この指定管理と決裁欄につきましては、左側の改正案では削られております。

6ページ、別表第3の改正でございます。右側、現行の表の決裁事項、青少年センターに下線が引かれております。課長の決裁欄、部長の決裁欄にも下線が引かれておりますが、左側の改正案では削られております。

同様に、7ページ右側の決裁事項、公民館の部長決裁欄、教育長決裁欄、備考欄にも下線が引かれており、7ページから8ページにかけて決裁事項、図書館の部長決裁欄、教育長決裁欄、備考欄にも下線が引かれておりますが、左側、改正案ではいずれも削られております。

9ページ、大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則新旧対照表でございます。「教育委員会等」の定義から指定管理者を削るものでございます。

続いて、10ページ、大和州市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の新旧対照表でございます。この規則では、第1条で趣旨を規定しており、条文の中で地方教育行政の組織及び運営に関する法律から引用しております。右側の現行規則では第33条となっており、左側改正案では第33条第1項としております。この33条は第1項から第3項までございます。この改正により、より明確に第1項を規定するものでございます。

続いて、11ページにまいります。大和州市立学校施設使用条例施行規則の新旧対照表でございます。第5条第3項の括弧内が改正されてお

ます。大和市生涯学習センター条例施行規則が、教育委員会規則から大和市の規則となることによる改正でございます。

12ページから14ページまでは、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関して、教育長の行った協議に対する市長からの回答でございます。12ページは、こども部長及びこども・青少年課の職員に補助執行させる事務から、「6 青少年センターの管理運営に関すること。」を削るものでございます。13ページは、文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員に補助執行させる事務から、「11 生涯学習センターに関すること。」、「16 図書館に関すること。」、「17 図書館資料等の選択に関すること。」を削ることに関する回答でございます。

続いて、議案第18号を説明いたします。

第18号は、大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について、ご審議いただきたく提案するものでございます。

それでは、議案第18号の2ページをご覧ください。

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の新旧対照表でございます。右側、現行規程の別表第2でございますが、1、こども部、こども・青少年課、2、文化スポーツ部、図書・学び交流課、スポーツ課の補助執行に係る許認可事務、根拠法令、標準処理期間を規定しております。左側の改正案は、これらを整理、統合したものでございます。

続いて、議案第19号を説明いたします。

第19号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づく大和市立図書館条例施行規則に定める事項に関する協議について、審議いただきたく提案するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定は、図書館、博物館、公民館等を管理することになった市長は、これらの施設、設備、組織編制、その他管理運営の基本的事項について規則で定めようとする事項については、あらかじめ教育委員会に協議をしなければならないという規定でございます。

これを受けました市長から教育長への協議が、3ページの文書でございます。5ページ以降は、大和市立図書館条例施行規則でございます。現在は教育委員会規則となっておりますが、4月1日より大和市規則となるものでございます。規則の内容に変更点はございません。

1ページは、2ページの協議を受けた回答でございます。協議された

件について同意しますという内容でございます。

議案第20号、第21号は、第19号と同様の提案でございます。第20号は大和市生涯学習センター条例施行規則に定める事項に関する協議についての回答、第21号は大和市青少年センター条例施行規則に定める事項に関する協議についての回答でありまして、いずれも協議された件について同意しますという内容でございます。

以上が、第17号から第21号までの説明でございます。

○柿本
教育長

続けて、細部説明を求めます。

中丸図書・学び交流課長。

○中丸
図書・学び
交流課長

議案第22号「教育財産の用途の廃止について」、資料をご覧ください。

図書・学び交流課で所管をしている教育財産としまして、1ページから13ページまでございます。順次概要をご説明いたします。

1ページ、財産の名称は大和市立図書館です。図書館の本館に当たるものでございまして、この建物と土地が対象になってございます。廃止の理由といたしましては、大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴いまして、図書館に関する事務が市長部局へ移管されたためでございます。用途廃止年月日は令和2年3月31日を予定しておりまして、ほかの案件も同様となっております。

3ページ、財産の名称は生涯学習センターです。生涯学習センターの本館に当たるものでございまして、この建物と土地が対象になってございます。廃止の理由といたしましては、大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴い、社会教育に関する事務が市長部局へ移管されたためございまして、これは、この後の財産も同様になってございます。

5ページ、財産の名称は、つきみ野学習センターでございます。建物と土地が対象になってございます。

7ページ、つきみ野学習センターの屋外駐車場の土地も、財産の対象になってございます。

9ページ、財産の名称は、北部文化・スポーツ・子育てセンターでございます。これは、市民交流拠点ポラリスのことでございます。その建物と土地が対象になってございます。

11ページ、今申し上げたポラリスの工作物でございます。工作物名称としまして、①ドア指はさみガード以下6件がございまして、これが、建物の附属設備として財産登録になっているものでございます。

13ページ、財産の名称としまして桜丘学習センター、これも、建物

と土地が対象になってございます。

ほかに、図書・学び交流課で所管している中央林間図書館と渋谷学習センターにつきましては、借りているものでございますので、財産等の対象ではございません。

図書・学び交流課の所管については以上になります。

○柿本 教育長 続いて、徳永子ども・青少年課長。

○徳永 子ども・青少年課長 引き続き、15ページをご覧ください。

子ども部子ども・青少年課で所管している大和市青少年センターに係る教育財産の用途の廃止について、ご審議いただきたいというものでございます。

教育財産の概要でございます。

財産の名称は、大和市青少年センターでございます。所在地は、大和市深見西1丁目2-17、大和市民活動拠点ベテルギウス内です。構造といたしましては、建物は鉄骨鉄筋コンクリート造3階建てでございます。面積につきましては、建物延べ床面積4,009.33平方メートルのうち、16ページにございます、青少年センターの事務室及び青少年センター会議室1、2を合わせた143.8平方メートルの面積でございます。廃止の理由といたしましては、大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴い、社会教育に関する事務が市長部局へ移管するためでございます。用途の廃止年月日は令和2年3月31日でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○柿本 教育長 細部説明が終わりました。
質問、ご意見等ございましたら、委員の皆様からお願いいたします。
青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭 委員 いずれの項目も、職務権限の特例の条例改正に伴って、必要な規則の一部改正、あるいは市長部局へ財産を移転するというものでございますので、別に問題ないと思います。お願いいたします。

○柿本 教育長 ほかの委員の皆さんもよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第17号から第22号までについて採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号は可決いたしました。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(再開)

○柿本 再開いたします。
教育長

◎その他

○柿本 それでは、その他に入ります。
教育長 各課での報告事項について、順次報告してください。
初めに、「第20回成人式大賞2020」成人式貢献賞受賞について。

徳永こども・青少年課長。

○徳永 「第20回成人式大賞2020」成人式貢献賞の受賞についてご報告
こども・青少年 させていただきます。

課長 令和最初の成人式となりました2020大和成人式を、今年1月13日に大和スポーツセンターにて開催をいたしました。

式典当日は天候にも恵まれ、教育長はじめ教育委員の皆様方にもご参加いただき、新成人の出席者数につきましては1,638人、参加率69.9%でございました。

今回実施しました成人式につきまして、「第20回成人式大賞2020」に応募したところ、成人式貢献賞を受賞することができましたというご報告でございます。

成人式大賞についてでございますが、この賞は、文部科学省が後援をしています新成人式研究会が主催しており、目的といたしましては、現代にふさわしい成人式の創造を図り、成人式の現状の一層の改善改革等に資するため、全国自治体等から当年度に実施された成人式を公募し、より有意義で創造性あふれる成人式を選定し顕彰するというものでございます。

受賞結果についてですが、裏面をご覧ください。

今回受賞した自治体の一覧でございます。成人式大賞をはじめ、10種類の賞がございます。今回は、57件の応募から選定された自治体で

ございます。

また、表面に移りますが、本市におきましては、平成29年に最高賞であります成人式大賞を受賞いたしております。今回受賞した成人式貢献賞は、過年度において成人式大賞を受賞した自治体の成人式であって、他の模範とするにふさわしい高度な内容のものとして、引き続き発展、向上を続けていると認められる成人式に贈られる賞となっております。

本来ですと、この賞の表彰式は3月でございますが、今回は、コロナウイルスの関係で執り行わないということになってしまいました。表彰式が開催されないのは大変残念なことではございますが、来年度以降もこの賞に恥じないよう、創意工夫を凝らしまして、多くの新成人の皆さんに参加してもらえよう、努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○柿本 教育長 この件につきまして、何か委員の皆様から。

どうぞ、青蔭委員、お願いします。

○青蔭 委員 平成26年から、引き続いて何らかの賞を大和市が取っていらっしゃるという、誠にこども部とこども・青少年課が鋭意努力をなさって、それから、実行委員の方々と和気あいあいとなさっているお姿を拝見いたしまして、すばらしいと思っております。ただ、ここまで来ますと、また次年度がプレッシャーにもなってきますが、ぜひまた頑張ってくださいと思います。

○柿本 教育長 プレッシャーかかりますが、頑張ってください。

ほかよろしいでしょうか。

小松委員。

○小松 委員 今、青蔭委員がおっしゃったように、来年度、ここまでくると本当にプレッシャーがかかってまいりますけれども、成人式が終わった後に、保護者の方にお会いする機会がございまして、とてもいい成人式だったという言葉いただきました。

ただ、成人式の後の定例会でもお話しさせていただきましたが、保護者席が年々いっぱいになってきていると感じております。おそらく、お子さんたちに対する思いが強くなってきているのだろうと思うのですけれども、実はもう、これから成人式を迎える子どもたちよりも、もしかしたら保護者のほうが楽しみにしているのではないかという言葉がたくさん聞こえてきております。

今回、この貢献賞をまた受賞できたということは、非常に喜ばしいことでもあり、次年度以降のプレッシャーも感じながら、また次の成人式

がすばらしいものであればいいと思います。

以上です。

○柿本 ありがとうございます。
教育長 森園委員。

○森園 私も、20年来見させていただいておりますけれども、本当に毎回毎回、少しずつ少しずつ違ってきて、そこに何か問題があると、次の年はきちんとそれが解決されている。私はそういうことを見ていまして、また引き続きこの賞に恥じないよう、成人式をやっていただきたいです。この貢献賞をいただいたのはすばらしいと思います。

ただし、今、父兄の問題もありましたけれども、時代の流れの中で、やはり子どもと一緒にいたいという親御さんの部分があるので、これは、これからの課題かと思っております。

引き続き、素敵な成人式を開いていただきたいと思っております。
以上です。

○柿本 ありがとうございます。来年も頑張ってくださいと思います。
教育長 暫時休憩といたします。

(休憩)

(再開)

○柿本 再開いたします。
教育長 次に、「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告について。
溝口学校教育課長。

○溝口 よろしくお願いたします。
学校教育 「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づき、通学路の安全対策に係る要望とその対応状況について、ご報告をさせていただきます。

通学路の安全対策として、信号機、横断歩道、道路標識等に関する要望がありました。緑野小学校、林間小学校、草柳小学校、引地台小学校、北大和小学校、大野原小学校について、関係各課からの回答の一覧でございます。

今年度については、全ての小学校から要望が出ましたので、合同点検を希望する危険箇所について、次年度になりますが、庁内で検討、調整をして合同点検を行い、対応していく予定でございます。

この3月の回答で、全ての学校の回答が終了しております。

以上でございます。

○柿本
教育長

この件につきまして、何かございますか。

よろしいでしょうか。

続いて、令和元年度通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の実施結果について。

溝口学校教育課長。

○溝口
学校教育
課長

令和元年度通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の実施結果について、ご報告いたします。

平成30年3月に策定されました通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を実施いたしました。今年度の実施場所につきましては、平成30年度の通学路安全点検の中で、特に本プログラムで対応を検討してほしいと申送りがあった場所について行いました。

実施日は令和元年8月、参加者は、通学路交通安全推進会議メンバー、小学校長代表者、大和警察署交通総務課、道路安全対策課、道路・河川管理課、学校教育課の職員、合計10名と、当該学校関係者で実施をいたしました。

実施結果につきましては、裏の別表に載せてあります。

大和東小学校からは、信号機を設置してほしいという要望がございました。点検した結果ですが、警察からは、信号機設置については検討しましたが、通学時以外の横断者が少ないため設置ができないという回答でございました。ただ、今後もしできる対策を検討していただけることとなりました。

また、大和東小学校、西鶴間小学校、2校とも横断歩道や道路標示についての依頼がありました。警察、道路安全対策課で対応していただき、大和東小学校の横断歩道以外は、今のところ塗り直しが終わっている状況でございます。大和東小学校の横断歩道については、横断歩道塗り直しの計画には入っているようですが、3月の月上旬に確認したところ、まだ完成しておりませんでした。

また、子どもたちの安全確保のため、横断旗の補充や注意喚起の看板設置等、対応できる場所をしていただきました。

合同点検を行ったから、要望に対して全てが叶うわけではございませんけれども、学校関係者と推進メンバーにより、合同で場所を点検することで、警察にも我々の思いを伝えるとともに、担当課の中でも対応できることをメンバーで考えることができたと考えております。

次年度につきましても、今年度各校から上げていただいた合同点検場所について、7、8月頃をめどに合同点検を実施する予定でございます。

す。

以上でございます。

○柿本 報告の件につきまして、何かございますか。

教育長 青蔭委員。

○青蔭 お疲れさまでございます。

委員

警察も多種多岐のご要望がございますので、なかなか学校だけのことに対応できませんが、ただし、やっぱり数多く言わないと通らないこともございますので、諦めないで、ぜひそういうことが起きたならば検証して、どこか直ったということについて、黙っていないで、ありがとうございますとか、それから、できていない部分に関しては、ここをどうしましょうかとか、こちらの意思表示をしていただきたい。つまり、こういうふうにしたのだけれども、その後が、ちょっと心がないということ承りました。やって当たり前じゃなくて、やっていただいたことに感謝の念を持っていただきたいと思います。

私は、要望に対応していただいて当たり前ではなく、やっていただいたら、必ず確認をしてありがとうございますということ、ぜひ警察に伝えてあげていただきたいと思います。

以上であります。

○柿本 ありがとうございます。

教育長 森園委員。

○森園

委員

ここに、プログラムに基づくと書いていただいているのですけれども、基本的に、一番ここは何が問題かという、私、ずっと見たのですけれども、一番簡単ですぐにできるのではないかと思うのは、横断歩道の線が消えているとか、看板が薄くなっているというものです。そういうものが多くこの要望に書かれています。西鶴間小学校の合同点検箇所でも、全部塗り直して終わったということですが、ほかの学校をよく見ると横断歩道がほとんど消えているということがございます。基本的なことですので、そういうことがまずできているか、そういう提案ができないのでしょうかと、私は思います。

今、青蔭委員がおっしゃったように、うちも自治会内で、歩道にごみのリサイクルステーションがあって、子どもがそこを避けて通るので危険ということで、リサイクルステーションを、長年そこでずっとやっていたところを、大変な思いをして今、変えたのです。そこを変えるということは、地域住民で大変な騒ぎでした。でも、それに対して、私どもがここは変えましたと、その辺は安全にしましたと逆に報告するのか、その辺の部分が地域との連帯の中で話合いがなされていないのではない

かと思っております。その辺の対策に対しても、取り組んでいただければうれしく思います。

以上です。

○柿本 確かに、一遍に全部塗れてしまえばいいのですが、順番にやっていた教育長 だいていようでございます。今後の課題とさせていただきます。

本当にいろんな方の目を見て、優先してというところを、ぜひこれからも上げて、そこをまずは手当をしていく。それ以外のところについても、意見をしっかりと上げていく取組を、継続してやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

小松委員。

○小松 私は、自分で車を運転するので、いろいろなところを走っている中で、やはり横断歩道が、特に交通量が多いところが薄くなっています。今回、学校で危険箇所を上げてきていただいているわけですが、それ以外にも見るからに薄くなっているところ、通学路で薄くなっているところが何か所かあったりします。ちょっとお聞きしたいのは、地域の方から声が上がってくれば対応していただけるのでしょうか。どこから声を上げると対応していただけるのでしょうか。

おそらく、年に1回の合同点検を待っていてはという部分もあると思います。実際私が見ている中でも消えてしまっているところがあるので、すけれども、どう声を上げていただければ、やっていただけるのでしょうか。

○溝口 このように通学路の点検要望は上げていただいているのですが、学校教育 課長 も、特にそのときには要望が上がらなかったけれども、ここの横断歩道が薄くなっているというのであれば、また学校から上げていただければ、それで構わないと思います。

通学路以外に関しても、どこだか分からないというところもあると思いますので、学校教育課、もしくは4階の道路安全対策課にご連絡いただければ、学校教育課に来たものに関しては、通学路以外は道路安全対策課に上げることができますので、そのように対応していただければと思います。

○小松 分かりました。

委員 あともう一点。横断旗ですけれども、風が強くて落ちている、飛ばされてしまっていることがあります。台風の後もちろんそうですけれども、やっぱり飛ばされると、どうしても持つところが割れてしまいます。車を運転しているときに、何回か見かけたことがありました。旗の補充についてはいかがでしょうか。

○柿本 溝口学校教育課長。
教育長

○溝口 道路安全対策課でやっていただいています。学校教育課にご連絡がいただければ、道路安全対策課に連絡を入れることも可能でございます。
学校教育課長

○小松 分かりました。運転していると、逆に運転する側も怖かったりすることがあるものです。ありがとうございます。
委員

○柿本 よろしいですか。

教育長 では、次にいかせていただきます。

続いて、令和元年度指導室学校訪問の実施報告について。

板坂指導室長。

○板坂 令和元年度訪問研修実施報告をご覧ください。
指導室長

今年度も、指導室の指導主事が学校に出向きまして、学校の先生方に対しまして訪問研修を行いました。今回は、その中で、特に学校からの要望が多かった児童・生徒指導、それから保護者対応といったテーマについて行ったことについて、ご報告申し上げます。

どちらとも学校から非常に要望が多かったものでございまして、学校の中でも、この2つについては非常に今、苦慮していることが多いと伺っております。指導室にも、実際の事例の中で報告上がってくるのですけれども、やはりどうしても、結果論ではございますが、初期対応のまざさといったようなところでつまずいているとか、組織的な対応がなかなかうまくいなくて、問題を大きくしてしまったり、複雑化してしまったりというケースが多くございました。

こちらでは、次ページ以降の資料、レジュメを基に、実際にロールプレイングや事例紹介など、一緒に考えていく場面等をつくりながら研修を行ってまいりました。

受けた先生方からは、やはり初期対応の大切さが分かったので、組織的にできるだけ早く相談をして進めていきたいということ、初めはどうしても構えてしまうところをしっかりとチームで頑張っていくということを理解していただき、また、感想の中でも取り上げていただきました。

課題といたしましては、やはり学校のスケジュール的な問題もあるかと思いますが、なかなかタイムリーな時間にできないとか、どうしても参加者がその日に都合がつかなくなって参加できない先生方がいる学校もありました。今後も、この大切さにつきましては、学校と調整してい

きながら、できるだけ内容をよりよいものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○柿本 教育長 この件について、何かございましたらお願いいたします。
前田委員。

○前田 委員 とてもいい研修だと思います。ただ、今最後にありましたように、学校によっては参加人員が少ないということがやはり引っかけました。研修の時期が忙しい時期だとか、いろんな事情があったかと思います。研修を受けるべきですけれども、たくさんの先生方に、ちょっと資料をめくっただけでも、とてもよさそうな内容だと思いますので、再度、できるだけたくさんの先生方が研修できるように、頑張っていたいただきたいと思います。

○柿本 教育長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

前田委員のご指摘について、私も気になっておりましたので、指導室には、来年度学校と連携取りながらやるように指導致しました。

それでは、次にまいります。

次に、令和2年度県費負担教職員の研修計画について。

初めに、板坂指導室長。

○板坂 指導室長 令和2年度県費負担教職員の研修計画について、1、研究・研修の充実という資料をご覧いただきたいと思います。

指導室では、こちらの研修会・担当者会等を今年度も計画をしております。こちらでは、それぞれの課題について必要と考えているものを、できるだけ精選しようとは思っており、こういった内容の研修会を計画しております。ただ、今回のコロナウイルス等の関係で、実際には行わず、書類で情報提供を行うことを考えているものも、既に幾つかございます。

2ページは、いわゆる教育研究として、校内研究として今出しているものでございます。来年度につきましては、教育課題の研究推進校として、下福田小学校、下福田中学校で、来年度は新たに大和小学校が研究に取り組みます。

また、ふれあい教育につきましては、北大和小学校、柳橋小学校、鶴間中学校、この3校とも、2年研究のうちの2年目になりますので、どちらもまた、いわゆる研究発表等を行うと思いますので、ご都合のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

3 ページは、今年度の校内研究のそれぞれの学校のテーマが載っておりますので、ご覧いただければと思います。

4 ページは、それらの研究や研修等に対して、指導室から助成金を出して補助等を行っているものでございます。

例えば、1 番の児童生徒指導強化対策事業委託につきましては、いわゆる児童・生徒に関連するもので、学校でいろいろなものが必要になるという中で使っていただけるようなものとして、小学校には3 万円、中学校には7 万円を委託金として支出しております。そのほか、キャンプや車いすバスケットなどに対する補助金ですとか、文化芸術的な演劇等を鑑賞する際の補助金等々を支出してございます。

6 ページ、7 ページは、指導主事が行く学校訪問でございます。計画訪問は、5 月から学校に出向きまして、主に校長先生と今年度のことにつきまして協議を行うものでございます。要請訪問は、学校で授業を公開しまして、それを見ながら、授業実践について指導主事と意見交換をし、指導助言を行うものでございます。

そのほか、先ほどご説明いたしました訪問研修、初任者の訪問研修等々、こういった形で学校に出向き、研修を行っていく計画を立てております。来年度も計画的な訪問となるようにしていきたいと思っております。

8 ページから教職員の研修です。9 ページから、指導室、教育研究所、青少年相談室、保健給食課の研修の内容を一覧にしてまとめたものですので、ご覧いただければと思います。

○柿 本 続いて、中村教育研究所長。
教育長

○中 村 8 ページをご覧ください。教育研究所が行います研究講座をまとめた
教育研究 ものでございます。教育研究所では、学び続ける教職員という目標の
所 長 下、教職員としての力量を高めるための講座を毎年計画しております。
基本的には、本人の希望参加で、一部経験年数別に推奨しているものと、
全教員職員対象などのものがございます。構成は例年と同じになって
おります。この中から、2 つの講座に絞ってご説明したいと思っております。

1 2 ページの表の3 段目、健康・安全教育の講座をご覧ください。

「子どもの防犯力を高める安全教育～犯罪から子供を守るには～」と題した研修を行います。NPO 法人日本こどもの安全教育総合研究所理事長の宮田美恵子先生をお招きし、いつどこで巻き込まれるか分からない犯罪から子どもたちを守るために、子ども自身の防犯力を高めていく

ことが大切であるとおっしゃっている先生のお話を伺います。学校、家庭、地域でできることを、市民公開講座として皆さんと一緒に考えていこうという講座としております。

24ページ、606の教育講演会をご覧ください。こちらは、「大人も子どもも知っておきたい！ネット社会の上手な歩き方」と題しまして、聖心女子大学の非常勤講師、榎本竜二先生をお招きいたします。ネットトラブルに巻き込まれたり、ネットから離れられずに苦しんだりすることのないよう、大人も子どもも知っておくべきことや、できることについて、お話を伺って考えていきたいと思っております。こちらも、市民公開講座の講演会となっております。

以上で、教育研究所所管の研修講座について、説明を終わります。

○柿本
教育長

説明が終わりました。

以上の内容につきまして、何かございましたらお願いいたします。

前田委員。

○前田
委員

4ページの補助金ですけれども、例えば、5番のキャンプ、6番の文化的行事、これは、演劇鑑賞とか音楽鑑賞だと思いたしますが、1校当たりとされています。学校の規模が違うのに、1校当たりという金額で決められている。補助金をもらうときに、こういうもらい方をしているから、こうなっているのだと思いたすけれども、子ども、あるいは保護者からすると、値段が違います。プラス、バス代とか、どの楽団を、劇団を選ぶかということによって大きく金額変わってくるのですけれども、単純に、この予算から子どもの数を割ると、2倍、3倍の金額が変わってきます。難しいと思いたすけれども、できれば、検討してもらって、あまり変わらないような値段にさせていただけたらと思いたしています。

前から思っていたのですけれども、なかなか、ずっとこのまま来ていますので、難しいと思いたしながら、このような機会がありますので言わせてもらいました。

○柿本
教育長

ありがとうございました。

課題として、受け取らせていただきます。

小松委員。

○小松
委員

ちょっと話が違うのかもかもしれませんが、恐らく次年度、新規で入っていらっしゃる先生方も、ここ何年間か本当に非常に多くなってきておりますので、今年度もまた結構な人数が入ってこられるのだろうと思いたします。初任者研修という研修会がございますけれども、1つ本当にお願いたしたいのは、社会人としてのマナー、ルールです。実は、ここら辺のところ非常に欠落している気がいたします。

学校の中にいらっしゃる方というのは限られていると思います。例えば、挨拶1つにしても、一般の企業と比べると、学校の中にいらっしゃる方という、おそらくもう限られた方たちだけがいらっしゃるのに、子どもたちは挨拶しても、先生が挨拶できない。電話の取り方1つにしてもそうなのですけれども、これは当たり前だ、分かるだろうということが、実はできなくなっている気がします。もしかしたら、企業に就職された方のほうが、最初にきちっとその辺りを教えられて、できる方が多いのではないかという気がいたします。

学校は1つ独特な世界ではございます。やっぱりこれからは、分かっているだろうではなくて、先生ではあるけれども、1人の社会人として守らなければいけないマナー、ルール、来客が来たときにどういう対応をしたらいいのか、電話がかかってきたとき、どんな対応をしたらいいのかというところも、できましたら、最初にお話ししていただけたらと思います。

保護者対応でも、もちろん先生たちは学んでいかなければいけないところはたくさんあると思うのですけれども、そのスタートラインが、人としてどういう対応していくかというところだと思いますので、おそらく分かるだろうではなくて、そういったところも、これからは新しく入ってきた先生方、実際にはそうでない先生方の中にも、挨拶ができない先生がいらっしゃるかもしれませんが、そういったところを、もう一度きっちり、最初に教えていただけたらと感じております。

以上です。

○柿本 ありがとうございます。
教育長 森園委員。

○森園 2点ほどです。

令和元年度の校内研究テーマ、本当にみんなそれぞれのテーマを持っているのですけれども、このテーマを見ていると、漠然的で相対的に、自ら学べ、心豊かな子を、精神を養うなどのテーマで、具体的に、よりよい人間関係を築く道徳教育の充実とか、全員が参加できる道徳科とか、具体的に何かというようなことがテーマに入るといなのが、とてもインパクトがあると思っております。

やはり、学ぶことは当たり前だし、子どもたちは、豊かな心を育むのは当たり前のことです。しかし、その中で、それを具体的にどう捉えたテーマにするかということが、これからこのテーマづくりに必要ではないかと思ってお見させていただきました。

先日の教育委員の手紙でも痛感したのですけれども、今、先生に要求

されることがとても多くて、正直言っていろいろな問題を抱えています。そのような中で、若手の先生に対して、ああしてはいけない、こうしてはいけないではなく、いかに励ますのか、という講座も、もしかしたら必要なのではないかと思っております。

以上です。

○柿本
教育長

ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

最後に、いじめを考えるフォーラムの実施報告について。

板坂指導室長。

○板坂
指導室長

令和元年度いじめを考えるフォーラム実施報告でございます。

今年の1月11日の土曜日に開催いたしました。委員の皆様にもご参加いただきまして、ありがとうございました。

内容としましては、ポスターの表彰式、大和中学校の生徒会の発表、谷山先生の講演という内容でございました。参加者は、学校関係者が79名で、その他の方を含めまして121名の方にご参加をいただきました。アンケートもほぼ、皆さまからよかったという内容をいただいております。

特に今回、大和中学校の生徒会の皆さんが発表してくださった内容について、非常に評価をいただきました。「人と違う、それって立派な個性じゃん」という大和中学校の生徒会が考えた標語ですけれども、子どもたちみんなが、これを基に頑張っていこうという取組が見られたという評価を非常に高くいただいております。

来年度につきましては、県からスマイルウェブの中で、いじめのフォーラムを実施していく予定でございます。課題にありますように、小と中の連携の取組等ということのご意見をいただいておりますので、予定としましては、南林間中学校と南林間小学校での連携の取組の発表を、その中でしていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○柿本
教育長

この件につきましては、いかがでしょうか。

前田委員。

○前田
委員

先ほどの研修と同じで、私は先生方の参加が非常に少ないと思う。特に小学校の教員25人、おそらくこの半分以上が校長先生で、一般の先生方がほとんどいない。ただ、土曜日だから、無理に参加するよう言えないのですけれども、やっぱりこういうフォーラムに関心を持ってほしいという気持ちでいっぱいです。

○柿本

ありがとうございます。

教育長

よろしいでしょうか。

事務局より何かございますか。

委員の皆様から何かございますか。

特にないようでしたら、4月の会議の日程をお知らせいたします。

4月定例会は、4月23日木曜日、午前10時半からを予定しております。

続いて、先ほど日程変更いたしました日程第13（報告第1号）「大和市教育委員会職員の人事異動について」ですが、非公開とすべき人事案件として審議を非公開としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということですので、日程第13（報告第1号）は非公開といたします。

関係者以外の退室をお願いいたします。

なお、関係者として、教育部長、教育総務課長を指定いたします。

それでは、暫時休憩といたします。

（休 憩）

（非公開の審議）

◎閉 会

○柿 本
教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、教育委員会3月定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時4分